

松江市告示第 396 号

松江市農地及び農業用施設の改良事業並びに災害復旧事業補助金交付要綱（平成 17 年松江市告示第 167 号）の一部を次のように改正する。

令和 4 年 6 月 14 日

松江市長 上 定 昭 仁

次の表により、改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分を加える。

改正後					改正前				
別表(第3条関係)					別表(第3条関係)				
事業の種類	採択基準	市の補助率 (対事業費) (千円未満切捨)	摘要		事業の種類	採択基準	市の補助率 (対事業費) (千円未満切捨)	摘要	
農 地 及 び 農 業 用 施 設 改 良 事 業	略				農 地 及 び 農 業 用 施 設 改 良 事 業	略			
	県単農 地有効 利用支 援整備 事業	県の事業認可 を受けた事業	20%	土地改良 区を事業 主体とし て事業費 100千円以 上を対象 とする。		県単農 地有効 利用支 援整備 事業	県の事業認可 を受けた事業	20%	土地改良 区を事業 主体とし て事業費 100千円以 上を対象 とする。
	県単基 幹水利 施設緊 急修繕 事業	県単基幹水利 施設緊急修繕 事業実施要綱 による。	10%	土地改良 区を事業 主体とす る。		県単基 幹水利 施設緊 急修繕 事業	県単基幹水利 施設緊急修繕 事業実施要綱 による。		土地改良 区を事業 主体とす る。
略					略				
略					略				
※ 略					※ 略				

附 則

この告示は、令和 4 年 6 月 14 日から施行する。